

社会福祉法人 ハイジ福祉会 役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ハイジ福祉会の定款第21条の規程に基づき、理事、監事（以下、「役員」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬)

第2条 役員報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 理事長報酬は別表1の通りとする。
- (2) 理事、監事は会議1回につき、5,000円とする。ただし、理事長は支給しない。
- (3) 監事が監査を行った場合は、20,000円とする。
- (4) 監事が行政監査等に立会った場合は1回につき、10,000円とする。
- (5) 1号の報酬は、グリーンホーム給与規程に準じて支給する。また、2号以下各号の報酬は、3月に精算し支給することができる。
- (6) 役員報酬の総額については、年間10,000,000円を超えてはならない。

(費用弁償)

第3条 役員がその職務のため出張する場合は、費用弁償として旅費を支給する。但し、遠距離等のため宿泊を必要とする場合に限る。

2 前条の旅費の支給方法は、グリーンホーム旅費規程に準ずる。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年6月21日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年 4月1日から施行する。

別表 1

報酬月額	552,000 円
夏季賞与	報酬月額×支給率
冬季賞与	報酬月額×支給率

※賞与支給率については、グリーンホームの支給率に準じる。